

商品概要説明書

大口定期貯金

(2025年3月10日現在)

| | |
|---|---|
| 商品名 | ・ J Aやまがた相続定期貯金 |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関（自 J A以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後 1 年以内に相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただく個人 <p>※ご契約の際、他金融機関で相続手続きをされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続きであること」が確認できる書類をご提示ください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺産分割協議書の写し ・ 金融機関に提出した相続手続きの依頼書等の写し ・ 遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し ・ 戸籍謄本の写し 等 |
| 対象商品 | ・ 大口定期貯金 |
| 預入期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年（定型方式） ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）扱いとなります。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1,000 万円以上 新規預入（1 年） （A T Mでの預入は対象外となります。） ・ 1 円単位 |
| 払戻方法 | ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 0. 3 0 % とし、満期日まで適用します。 なお、自動継続後の利率は、原則として自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20. 315 %（国税 15. 315 %、地方税 5 %）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 手数料 | — |
| 発行媒体 | ・ 証書式でのお取扱いとなります。 |
| 付加できる特約事項 | ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <p>(1) 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A、B および C（C の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。）のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 J A 所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の 1 か月後の応当日以降に解約する場合</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B 約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。 |
| <p>貯金保険制度 （公的制度）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| <p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または経営管理部（電話：023-624-8265）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合経営管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p> |
| <p>その他参考となる 事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aやまがた